

公益財団法人 日本サッカー協会
2016年度 第4回理事会

協議事項

1. 役員等 選定の件
<p>資料No.1①②</p> <p>定時評議員会においてそれぞれ以下の予定者として承認された別紙リスト掲載者を、それぞれ選定したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 会長・副会長・専務理事・常務理事 ➤ 事務総長 ➤ 事務局長・事務局次長 ➤ 各委員会委員長 ➤ 名誉役員
2. 代表理事及び業務執行理事 選定の件
<p>代表理事及び業務執行理事を、以下の通り選定したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表理事 : 会長 田嶋 幸三 ・業務執行理事 : 副会長 岡田 武史・村井 満・馬淵 明子 専務理事 岡島 正明 常務理事 松崎 康弘 <p>【定款】</p> <p>第25条（役員の設定）</p> <p>この法人に、次の役員を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 理事 23名以上30名以内 (2) 監事 3名以内 <p>2. 理事のうち1名を会長とする。また、会長を除き4名以内を副会長、1名を専務理事、3名を常務理事とする。</p> <p>3. <u>第2項の会長を「法人法」上の代表理事とする。</u></p> <p>4. <u>第2項の副会長及び専務理事を「法人法」第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</u></p> <p>5. <u>第2項の常務理事のうち理事会の決議によって選定された若干名を「法人法」第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。</u></p> <p>6. 副会長のうちから予め定めた者1名を会長代行者とする。会長代行者は、会長が欠けた時又は会長に事故があるとき、会長を代行するものとする。</p>
3. 会長代行者 選定の件
<p>会長代行者を、以下の通り選定したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長代行者 : 副会長 岡田 武史 <p>【定款】</p> <p>第25条（役員の設定）</p> <p>この法人に、次の役員を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 理事 23名以上30名以内

- (2) 監事 3名以内
2. 理事のうち1名を会長とする。また、会長を除き4名以内を副会長、1名を専務理事、3名を常務理事とする。
 3. 第2項の会長を「法人法」上の代表理事とする。
 4. 第2項の副会長及び専務理事を「法人法」第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
 5. 第2項の常務理事のうち理事会の決議によって選定された若干名を「法人法」第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。
 6. 副会長のうちから予め定めた者1名を会長代行者とする。会長代行者は、会長が欠けた時又は会長に事故があるとき、会長を代行するものとする。

4. 日本サッカーミュージアム館長 委嘱の件

日本サッカーミュージアムの館長として、大仁邦彌名誉会長を選任したい。

日本サッカーミュージアム館長 大仁 邦彌 名誉会長

【参考】

日本サッカーミュージアム規定

第3章 館長

第5条（館長）

1. このミュージアムには、館長を置く。
2. 館長は非常勤とする。

第6条（館長の選任）

館長は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

第7条（館長の職務）

館長は、次の各号に規定する業務のみを行い、その他の業務については会長が権限を有し責任を負うものとする。

- ① 館長は、会長から個別に委任を受けた事項にのみミュージアムを代表し、特命事項を行う。
- ② 館長は、会長の諮問に応じる。
- ③ 館長は、アドバイザリーボードを招集、諮問し、会長からの個別の委任があった事項に限り、決定権限を有する。

第8条（館長の任期）

1. 館長の任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 館長は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第9条（館長の解任）

館長が次の各号のいずれかに該当するときは、会長は理事会の承認を経て、館長を解任することができる。

- ① 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- ② 職務上の業務違反その他館長たるにふさわしくない行為があると認められるとき

第10条（館長の報酬）

1. 館長は、有給とすることができる。
2. 館長の報酬は、会長が定める。

報告事項

1. 会長予定者選出管理委員会 解散の件
<p>【役員の選任及び会長等の選定に関する規程】</p> <p>第6条〔選出管理委員会〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長予定者の選出に際しては、会長予定者選出管理委員会（以下「選出管理委員会」という）を設置し、会長予定者の選出事務等については、選出管理委員会が管理・運営する。 2. <u>選出管理委員会は、会長選定を行うべき年の前年の12月に開催される臨時評議員会による承認によって設置され、第31条の理事会の終結の時をもって解散する。</u>
2. 役員等推薦委員会 解散の件
<p>【役員の選任及び会長等の選定に関する規程】</p> <p>第23条〔役員等推薦委員会〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第2章の規定に従い会長予定者が選出された後、次期役員等の選出に関しては、会長選定を行うべき年の2月に役員等推薦委員会を設置し、次期役員等の選出事務等について、役員等推薦委員会が管理・運営する。 2. <u>役員等推薦委員会は、会長選定を行うべき年の1月に開催される臨時評議員会による承認によって設置され、第31条の理事会の終結の時をもって解散する。</u>